

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入が禁止されている製品について
(注意喚起)

令和7年4月21日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)では、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的として、難分解性・高蓄積性・人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質を「第一種特定化学物質」として指定し、その製造・輸入・使用を原則禁止するとともに、化審法第24条第1項に基づく「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」(昭和49年政令第202号。以下「施行令」という。)第7条において、「第一種特定化学物質」が使用されている場合に輸入できない製品を指定しています。

この度、第一種特定化学物質として規制されている「デカブロモジフェニルエーテル」を使用した難燃性の生地が日本国内に輸入され、オンラインマーケットプレイスにおいて販売されていたことが確認されました。防災性能を与えるために「デカブロモジフェニルエーテル」を使用した「生地」を我が国に輸入することは、化審法により、平成30年10月1日から禁止されています(なお、当該生地については、当該販売事業者により既に販売が停止されています)。

輸入事業者の皆様におかれては、防災性能を与えるための処理をした「生地」を輸入する際には、当該「生地」の製造事業者を確認を取る等の方法により、「デカブロモジフェニルエーテル」が使用されていないことを確認いただきますようお願いいたします。また、上記の「デカブロモジフェニルエーテル」を使用した生地以外にも、施行令第7条において指定している製品で同上の表に掲げる「第一種特定化学物質」が使用されているものを輸入することは禁止されています。施行令第7条において指定している製品を輸入した場合には、化審法に基づき、罰せられる場合がありますので、該当する製品を輸入する事業者は、必ず「第一種特定化学物質」が使用されていないことを確認するようにしてください。

(※1) 製品の輸入に関して

「第一種特定化学物質」が使用されている場合に輸入が禁止される製品の詳細については、以下を参照ください(当該製品への該否判定は行っておりません)。

- （お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について 別紙2：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/tsukan_250206.pdf

（※2）今般輸入された生地に関して

平成 29 年に開催された厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会において、居住住宅室内に存在する「デカブロモジフェニルエーテル」が含有されている製品に触れることによる経皮暴露や製品をしゃぶること（マウジング）による経口暴露などから、人の健康影響に関するリスク評価を実施していますが、製品経路による人への健康影響に関するリスクは懸念されるレベルにないと評価されています。

また、環境モニタリングデータに基づいて「デカブロモジフェニルエーテル」の環境リスク評価を実施しており、「現時点で得られている情報からは、環境汚染の進行を防止するために製品の回収等の追加措置を講ずる必要性は認められないと考えられる」と評価されています。

今回輸入された「生地」に関しては、単位面積当たりの「デカブロモジフェニルエーテル」の溶出量が平成 29 年に評価された製品のそれよりも小さいことが確認できており、製品経路による人への健康影響に関するリスクが懸念されるレベルにはないとされた平成 29 年の評価結果に包含されるものと考えています。

他方、「デカブロモジフェニルエーテル」が第一種特定化学物質であって、「デカブロモジフェニルエーテル」が含有している製品の輸入が禁止されていることから、今般、周知をするものです。

- 厚生労働省、経済産業省及び環境省との合同審議会資料（平成 29 年 9 月 22 日）

参考資料5 デカブロモジフェニルエーテル含有製品リスク評価書：

https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/h29_02_01_s05_00.pdf